

政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

第2期の取りまとめにあたり、政治資金監査の実施状況を踏まえて生じてきた課題として、政治資金監査の質の向上がある。第1期においては、政治資金監査の質とともに登録政治資金監査人の安定的な確保にも重点が置かれてきたところであるが、現状人数の確保は一定程度果たせており、現在国会議員関係政治団体3,085団体（平成23年分政治資金収支報告書ベース）に対して、4,312人（平成25年7月26日時点）の登録政治資金監査人が確保できているところである。

このように、一定程度登録政治資金監査人の確保が果たせてきたことから、今後は登録政治資金監査人の確保から政治資金監査の質の確保・向上により重点を移していく段階にあると考えられる。具体的には、これまで行ってきた指導・助言について、その内容及び実施方法を、政治資金監査の質の確保・向上により資するような形へと見直していく（次回以降検討）とともに、登録政治資金監査人一般に対するインプット部分を中心に行うものだけでなく、個別の登録政治資金監査人に対するきめ細やかな対応も行っていく必要がある。

以上のような状況下において、現在、政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に規定された記載例から逸脱した政治資金監査報告書が散見されることが、政治資金監査の質に関する一つの課題となっている。このような政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果等を定型的に簡潔明瞭に示すものとして作成するという基本的な考え方に反するとともに、当該登録政治資金監査人が行った政治資金監査の質に対する信頼を損ねることとなり、ともすると政治資金監査制度全体についても疑念を抱かれることにつながりかねない。

これに関しては、まずは登録政治資金監査人において、政治資金監査マニュアルに規定された記載例に従った政治資金監査報告書の作成を行うことが望まれるが、一方で、この問題に対する有効な指導・助言方法が確立されていないことも課題として提起されているところである。

課題

記載例から逸脱した政治資金監査報告書が提出された場合に有効な指導・助言方法が確立されていないことについてどう対応するか。

これまでの議論

平成24年度第6回委員会の議題「平成23年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（都道府県選挙管理委員会分）について」の中で出された意見については以下のような状況であった。

①総務省及び都道府県選挙管理委員会における形式審査について

総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して政治資金適正化委員会から政治資金監査報告書記載例を逸脱する基準について示し、協力をお願いすることで、形式審査を体系的に、より有効なものにすることができるのではないかという意見が出された。

一方で、総務省及び都道府県選挙管理委員会からの指摘は、会計責任者に対して行われるものであることから、登録政治資金監査人に直接働きかけることができず実効性が担保されないという問題点が指摘されている。

(主な意見)

- ・ 都道府県により、審査にばらつきがあることが問題ではないか。選管に対する説明会、事例紹介もありうるか。
- ・ 形式不備の基準を委員会で示せば選管でも判断が付きやすいため、チェックリストなどがあってもよい。
- ・ 法第31条を背景にインフォーマルな指導を行っているのが現状。仮に訂正命令を出したとしても会計責任者が主な対象となるので、実効性があるのか。

②政治資金適正化委員会から登録政治資金監査人への指導について

政治資金適正化委員会の登録政治資金監査人への指導・助言権限を用いた指導の必要性についても意見があった。指導の方法に

については未だ議論が必要であるが、その指導の際には網羅性の担保や政治資金監査報告書記載例からの逸脱の判断基準の設定が必要であるという点が指摘されている。

(主な意見)

- ・ 個別に指導を行うか。
- ・ 委員会から手紙を出すという方法もあるか。
- ・ マニュアルの記載例の位置づけとどこまで外れたら、ものを書いていくかの基準が重要。
- ・ 監査人への個別指導などフィードバックまでスキームができれば選管に対しても指摘してとややすいのではないか。
- ・ 網羅性をどうするのか。

検討

以上の意見を踏まえ、記載例から逸脱した政治資金監査報告書が提出された場合の有効な対応策についての検討を行う。上記意見からも、(1) 政治資金監査報告書記載例を逸脱する基準の設定を行う必要があるという点では一定の意見の一致はみられているといえる。このため、まずこの基準の設定について検討を行う必要がある。また、(2) 登録政治資金監査人へのアプローチ方法については、総務省及び各都道府県選挙管理委員会を通じて行う方法と政治資金適正化委員会から行う方法が出されたため、それぞれについて整理を行った上で、これらを踏まえ(3) 具体的な対応策の検討を行うこととする。

(1) 政治資金監査報告書記載例を逸脱する基準の設定

政治資金監査マニュアルにある政治資金監査報告書記載例を逸脱する基準を設定するに当たって、どのレベルまでを登録政治資金監査人に求めることとするかの検討を行う。最低限守るべき基準(以下「最低限の基準」という。)のみを設定するべきか、政治資金監査報告書としてある程度高い、望ましい基準(以下「望ましい基準」という。)の設定も行うべきか。

なお、最低限の基準については、政治資金規正法第31条にある

形式上の不備の基準（以下「形式上の不備の基準」という。）とすることで問題ないか。

また、特に望ましい基準を設定する場合、総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務負担についても考慮する必要がある。

これらの基準の具体的な設定に当たっては、政治資金監査マニュアルの記載、省令の記載、政治資金監査報告書チェックリストや現状の問題事例等を踏まえて設定する方法が考えられるが、どのように設定していくか。併せて、他事記載の扱いなどについても検討するか。

（２）登録政治資金監査人へのアプローチ方法について

これまでの議論の中で、総務省及び各都道府県選挙管理委員会から形式審査時に指摘を行ってもらう方法と政治資金適正化委員会から登録政治資金監査人に直接指導・助言を行う方法の２つの方法について意見が出された。

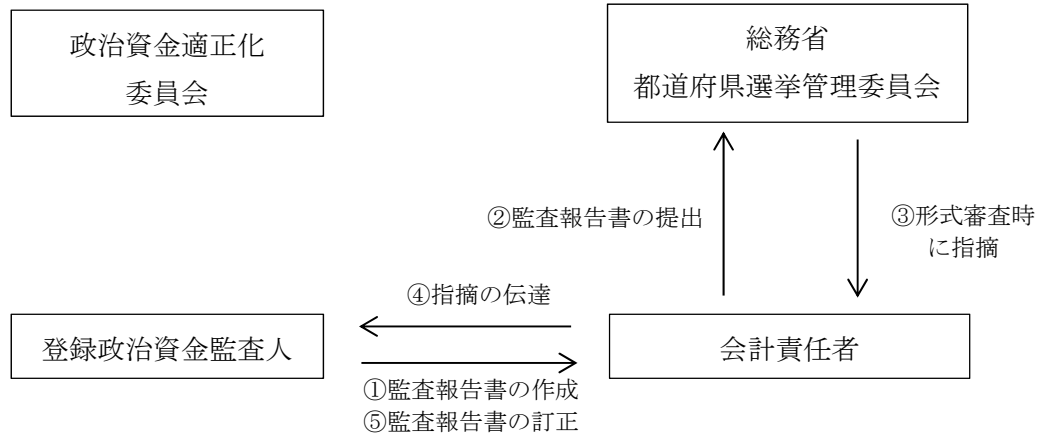
方法１

政治資金適正化委員会から政治資金監査報告書に関する基準を総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して示し、総務省及び都道府県選挙管理委員会から基準に満たないものについて、形式審査時に会計責任者に指摘をすることにより、会計責任者を通じて登録政治資金監査人に伝達する方法

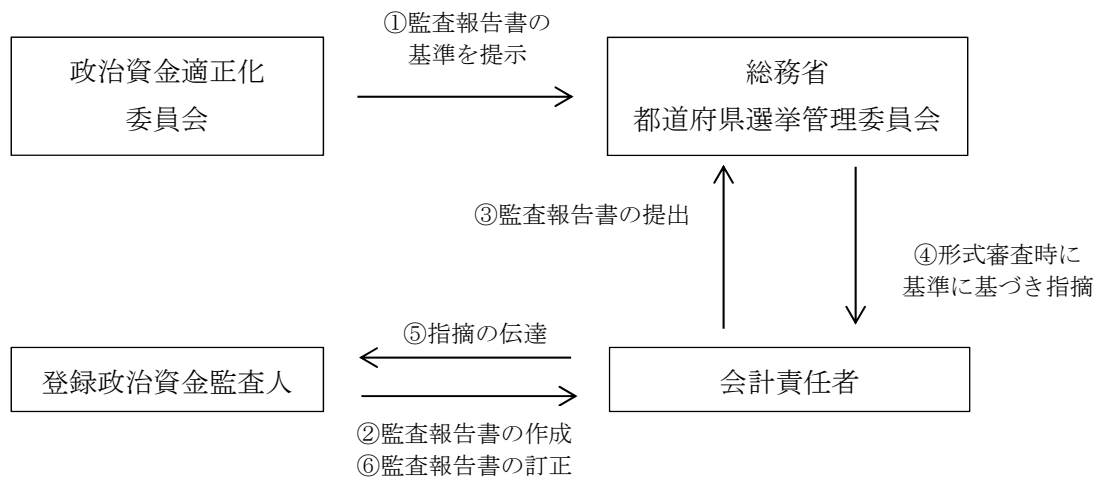
方法２

政治資金適正化委員会から政治資金監査報告書に関する基準を総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して示し、総務省及び都道府県選挙管理委員会から基準に満たないものについて、政治資金適正化委員会に連絡してもらい、政治資金適正化委員会から個別に登録政治資金監査人に指導・助言を行う方法

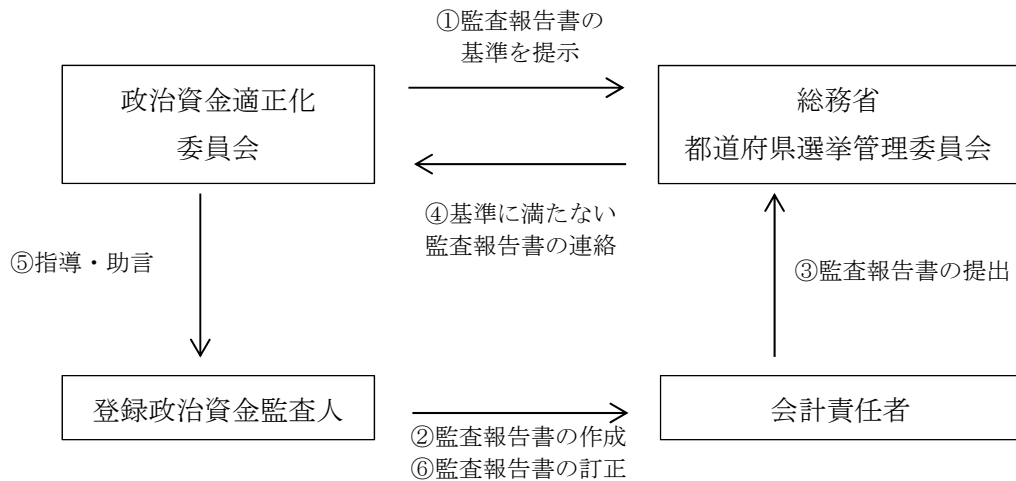
(政治資金監査報告書提出時の個別の登録政治資金監査人へのアプローチのイメージ図 (現状))



(方法1のイメージ)



(方法2のイメージ)



(3) 具体的な対応策の検討

① 最低限の基準を担保するための方法

最低限の基準を満たした政治資金監査報告書の提出を担保する方法としては、当該基準を形式上の不備の基準として示した上で、まずは、総務省及び都道府県選挙管理委員会から、形式審査時に会計責任者に対して指摘をしてもらうこととするか。

この場合、会計責任者のみが直接の指摘の対象となるため、登録政治資金監査人が訂正をどうしても行わない場合などを想定し、そのような場合には、総務省及び都道府県選挙管理委員会から政治資金適正化委員会に連絡をしてもらい、政治資金適正化委員会から登録政治資金監査人に直接指導・助言をするという仕組みまで必要か。

② 望ましい基準を担保するための方法

望ましい基準まで満たした政治資金監査報告書の提出を求める場合、当該基準を形式上の不備の基準とし、①と同様の仕組みとすることは難しいか。

望ましい基準を形式上の不備の基準としないときは、望ましい基準を示した上で、総務省及び都道府県選挙管理委員会が当該基準に満たない政治資金監査報告書を発見した場合には、政治資金適正化委員会に連絡してもらい、当委員会から登録政治資金監査人に指導・助言をするという仕組みとするか。

③ その他

政治資金適正化委員会から指導・助言を行う場合、その方法についても検討しておく必要がある。これについては、例えば、政治資金適正化委員会から登録政治資金監査人に対して文書を送付し、基準に満たない監査報告書である旨、訂正願いを会計責任者に対して提出してほしい旨を連絡するという方法が考えられるか。また、フォローアップ説明会への参加や研修の再受講なども求めるような方法もあり得るか。

また、政治資金適正化委員会から総務省及び都道府県選挙管理委員会に対して、形式審査時のチェックリストの作成、事務担当者の研修を行うかなどについても検討が必要である。